

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（2016～2025年度）

年度		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)	1,055 (51)	1,121 (66)
Aランク	未満率 (%)	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1	2.0	2.1
	影響率 (%)	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4	22.0	26.8
Bランク	未満率 (%)	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6	1.7	1.9
	影響率 (%)	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5	23.5	27.2
Cランク	未満率 (%)	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1	1.5	2.3
	影響率 (%)	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1	25.6	32.4
Dランク	未満率 (%)	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—	—	—
	影響率 (%)	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—	—	—
計	未満率 (%)	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8	2.0
	影響率 (%)	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2	27.7

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成28～令和7年）

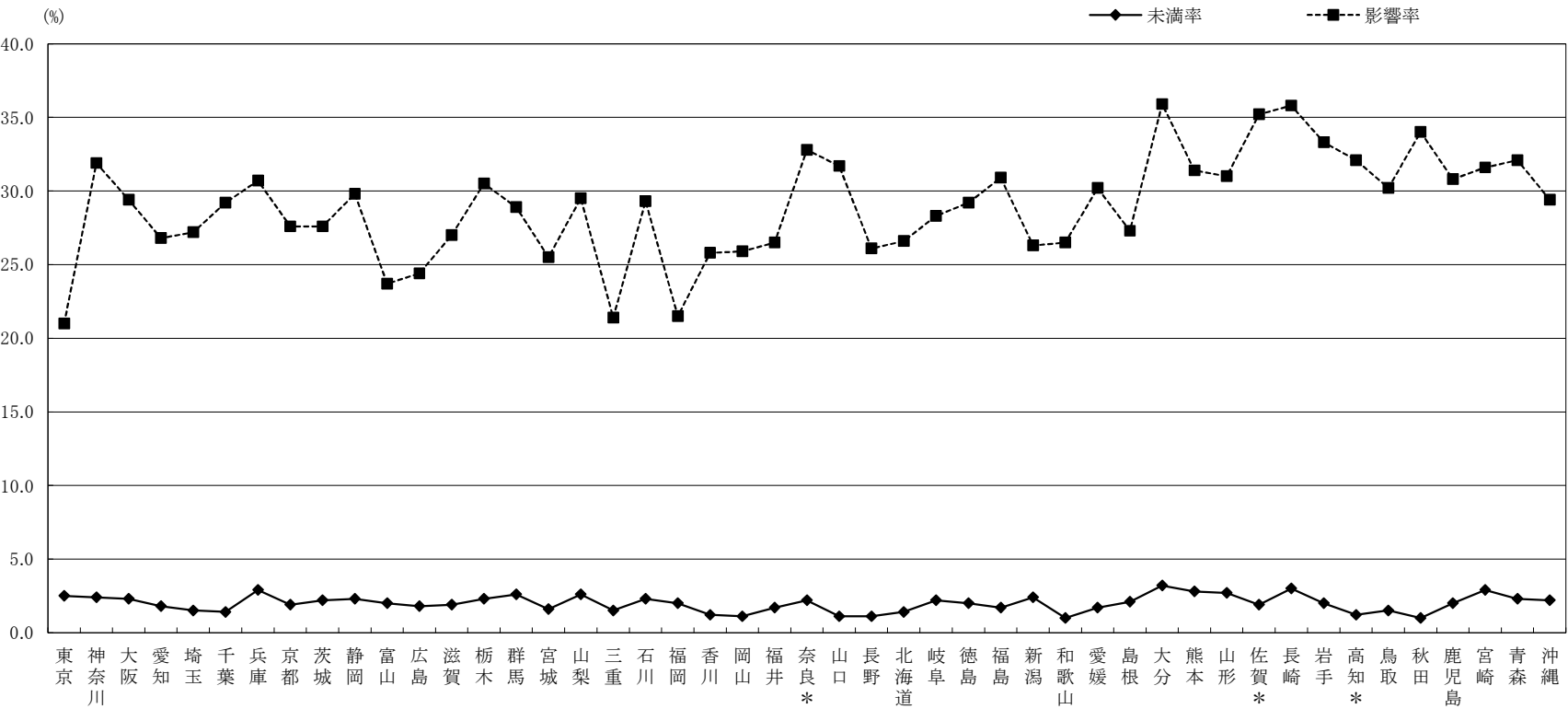
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、2023年度より3ランクとなっている。
 5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(2025年)

未満率(全国加重平均) 2.0%

影響率(全国加重平均) 27.7%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	兵 庫	京 都	茨 城	静 岡	富 山	広 島	滋 賀	栃 木	群 馬	宮 城	山 梨	三 重	石 川	福 岡	香 川	岡 山	福 井	奈 良 *	山 口	長 野	北 海 道	岐 阜	徳 島	福 島	新 潟	和 歌 山	愛 媛	島 根	大 分	熊 本	山 形	佐 賀 *	長 崎	岩 手	高 知 *	鳥 取	秋 田	鹿 児 島	宮 崎	青 森	沖 縄	全 国 平 均
未満率	2.5	2.4	2.3	1.8	1.5	1.4	2.9	1.9	2.2	2.3	2.0	1.8	1.9	2.3	2.6	1.6	2.6	1.5	2.3	2.0	1.2	1.1	1.7	2.2	1.1	1.1	1.4	2.2	2.0	1.7	2.4	1.0	1.7	2.1	3.2	2.8	2.7	1.9	3.0	2.0	1.2	1.5	1.0	2.0	2.9	2.3	2.2	2.0
影響率	21.0	31.9	29.4	26.8	27.2	29.2	30.7	27.6	27.6	29.8	23.7	24.4	27.0	30.5	28.9	25.5	29.5	21.4	29.3	21.5	25.8	25.9	26.5	32.8	31.7	26.1	26.6	28.3	29.2	30.9	26.3	26.5	30.2	27.3	35.9	31.4	31.0	35.2	35.8	33.3	32.1	30.2	34.0	30.8	31.6	32.1	29.4	27.7

資料出所 厚生労働省「令和7年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

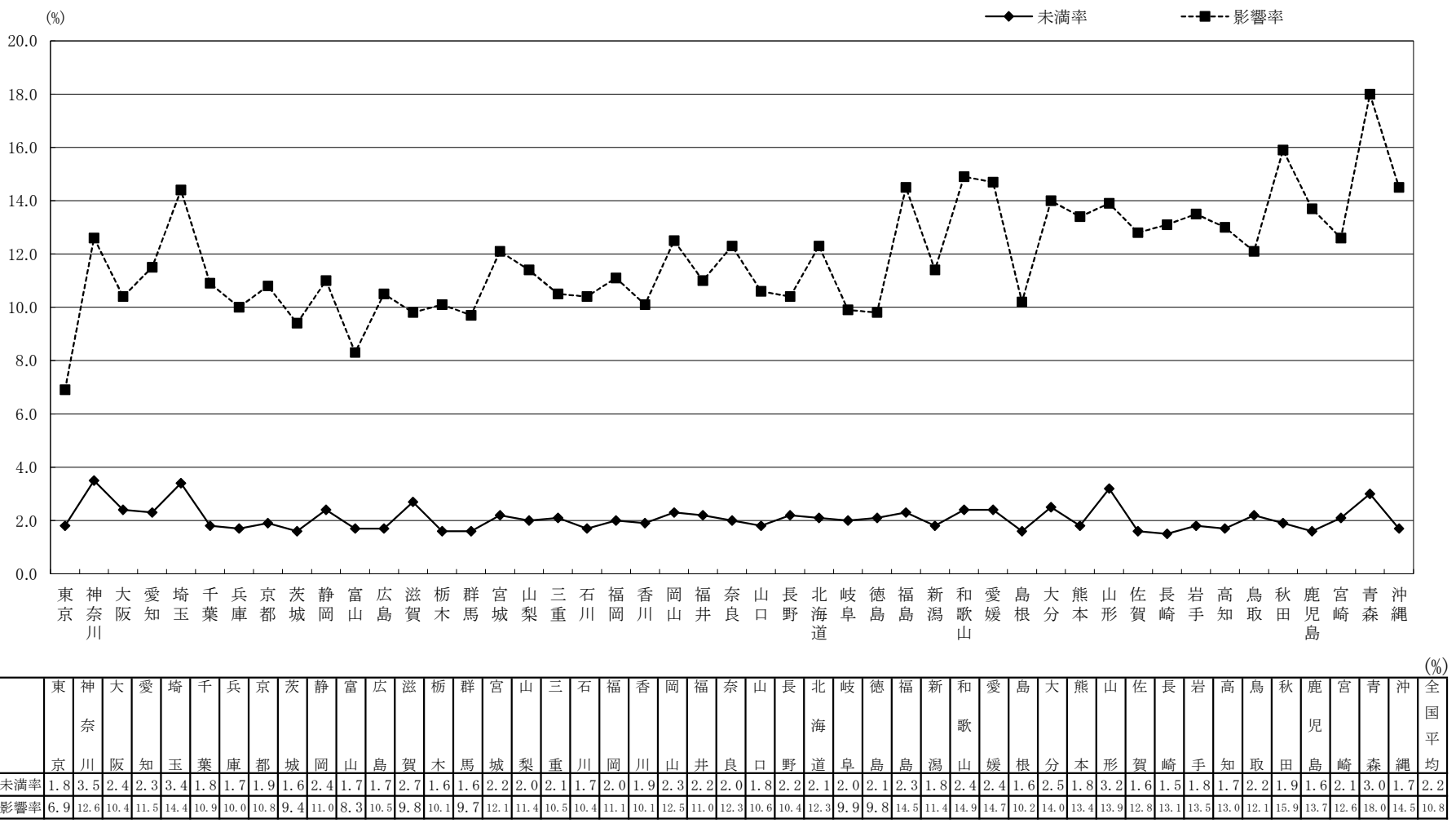
(注2) 上記の影響率、未満率は、2025年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。

表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(2025年)

未満率(全国加重平均) 2.2%

影響率(全国加重平均) 10.8%



資料出所 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」
(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）を対象としている。
2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したもの。